



### 3. 後期高齢者医療保険料

被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。7月中旬に24年度保険料額決定通知書及び納付通知書（普通徴収）、特別徴収開始通知書を送付します。

24年度後期高齢者医療保険料率表

所得割（％）	10.61
均等割（円）、（ ）は軽減基準所得	47,709
9割軽減額（33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない）	4,770
8.5割軽減額（33万円）	7,156
5割軽減額（33万円+（24万5千円×世帯主以外の被保険者数））※4	23,854
2割軽減額（33万円+35万円×世帯の被保険者数）	38,167
賦課限度額（円）	550,000

※4 単身世帯の方は該当しません。

### 4. 納付方法の変更

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、現在年金からのお支払い（特別徴収）となっている方、または特別徴収開始通知書によって10月以降特別徴収となる方は、お支払い方法を口座振替に切り替えることができます。

10月以降の特別徴収分を口座振替に切り替えご希望の場合は、「7月31日（火）まで」に役場の国保担当窓口（または収納担当窓口）で納付方法の変更の申し出手続きを行ってください。

●手続きに必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳、通帳のお届け印

※介護保険料は納付方法の変更をできませんのでご注意ください。

### 5. 保険料の納期限

国民健康保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限は次のとおりです。納期限を過ぎますと延滞金が徴収される場合がありますのでご注意願います。期限内の納付が難しい場合は分割納付などの制度もあります。役場の納付相談窓口でご相談ください。

納期限

第1期	7月31日（火）
第2期	8月31日（金）
第3期	10月1日（月）
第4期	10月31日（水）
第5期	11月30日（金）
第6期	12月28日（金）
第7期	25年1月31日（木）

▶ 保険料に関するお問い合わせ ◀

大雪地区広域連合国民健康保険対策室、介護保険対策室  
☎（直通）82-3697

▶ 納付相談窓口 ◀

役場税務課税務収納室 ☎82-2111（内線121）